みいけ

發行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電474
　　475番
編集發行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場

三鑛労組
機關紙

七日（時間外拒否）十七日（24時間スト）はかくて打出された

……その闘い方と効果

労闘の二つの態度決定（五月二十三日と三十一日の全体会議）

今次第三波スト（炭労の場合第二波……以下第三波ストと表現する）が、具体的に動き出したのは五月七日の総評幹事会を起軸としている指令第十三号（五月十五日付）は、この線に沿つて出された、本指令中特に慎重に考慮が拂われている点は

一、第三波ストは第一、二波より強力であること

二、その時機は破防法労働法の絡む最大効果のときなること

三、二十八日以降いつでも即應し得ること

の三点である

然し、五月の下旬は炭労をはじめ労闘参加の主要単産が殆んど全国大会を予定している時期であり、（例えば「日教組は二十六日」「日通三十日」「電産二十一日」「全遞二十五日」「全專賣二十六日」「私鉄二十一日」等々」かつ開催地が地方に分散しているため、中央指導部が不在となるという情勢を作つた。

勿論二十八日以降の態勢に支障なきことを期するため、大会開催時期の変更、留守執行権の確立に労闘争会議で極力努力はしたが、幸というか「効果ある国会審議のヤマ」は五月をズレて六月に移行した第五回定期大会が開かれる前日（五・二三）の労闘全体会議ではこの六月決戦を対照として具体的にスト期日を決定した。従つて六月五－十日を闘争の時期としたのは炭労の主張する、また第四回臨時大会から一貫して打出された方針である。〃破防法撤回〃が容れられるよう労闘会議での努力の結実である。

然し他方破防法えの闘争指標が各単産必ずしも同一でないーいわゆる労働法を主要指標とし副次指標として破防法撤回を掲げるものが出て来た事は事実で、このことが即ち第五回定期大会で説明された〃新情勢〃の一要素でもある、吾が労闘での努力は卒直にいつてこの為に倍加されねばならなかつた、それは一、労闘をより拡大して第三波を第一、二波より強力なものとすること（決戦段階という表現を以て説明した第四回中闘会議）二、破防法のヤマと労働法のヤマとが果して五日－十日の間に来るかどうか、また如何に一致させるかどうか。

この一、二の調整をはかる困難さは三十一日労闘全体会議の決定に完全消化されないまゝに打出されるという止むを得ない結果になつたのである。三十一日労闘全体会議のスト期日決定は以上のような経過と各単産の実情に即してなされている。この場合第五回大会で表明された、①闘争手段はストのみではない②破防法撤回の指標は絶対捨てない③炭労独自でも強力に闘う。という基本線が七日基準外労働拒否とどう関連し解釈さるべきであるかということだが第一に批判の対照となるのは十四号指令が十七日に重点を置き、七日は実力行使の浅さから大会決定に違反するのではないかという疑点である。

大会の新情勢と五・三一労闘會議

大会では明確に破防法を闘争指標より外さないことを確認した。そつたとすれば七日にこそ闘いの重点がおかれなければならないと先ず考える。しかしこの場合でも労闘の横への拡がり、より多く各単産を参加させるという前提は捨てられない。

私鉄の十四日スト海員の二十日スト全繊維の五ー十日スト不参加という動きは炭労の拡大闘争のねらいから外れていたのでこの調整をやらねばチグハグな形を生むし却つて労闘の闘争力、抗議意思を過小評価され一、二波の抗議ストで示した盛上りを低下させる事にもなる。結局五・二三、五・三一労闘全体会議の相違は

①ストを二分せず破防法、労働法、ゼネ禁法を出来るだけからませて闘う事が事実上は二分せざるを得なくなつた。

②その原因は破防法と労働法、ゼネ禁法がヤマを一にしないことにある。

③前記私鉄、全繊維、海員は破防法で闘うよりも労働法で闘うという考え方を出した。

④電産、全鉱、鉄鋼関係労組は経済闘争とのからみ合いで果してこれがどれ程政治ストとしての効果をあげるかとの分析も必要になつて来た

こう見ると炭労のいう「新情勢」は更に新しく展開し、第三波を一本でうてないという最大の難関に逢着したのである。このことは、五・二三と五・三一との明かな決定のギヤツプであるとして第十二回中闘（六、二）ではこれを確認した上に立つて新情勢に対する戦術の検討を行つたのである。

七日の基準外拒否

以上の諸情勢から第三波は七日と十七日を同時にうち出すという前提に立ち

1、二分されたストは労闘の内部事情から認めざるを得ない

2、大会決定の二十四時間ストは二分化ストの場合再考する必要がある

3、第二波（四、一八）の際の脱落した三十数支部の事情も勘案しより強力なものとするためには不参加支部が全然ないようなものを考える必要がある

4、経営者の首切りや損害賠償は当然出てくると想定せねばならない。これに対する反撃闘争も七日の決定に含める

5、支部に帰山する大会代議員が充分中央情勢の変化を各組合員に了解させる余裕も考えねばならない等々のことを中心に論議した結果基準外拒否が決定された。

17日の24時間スト

この時は破防法は可決成立し労働関係法のみの反対抗議ストになるだろうが労働関係法は現段階では修正運動が起つている。従つて〃緊急調整〃〃調停申請却下〃等の条項が今後どのように修正されるかによつて労闘の闘争も即応する形勢がとられるであろう。たゞ現状全然誠意を示さない政府原案に対しては無条件に二十四時間ストを打つべきであるということでこれは中闘の満場一致で決定した

闘い方と効果

基準外闘争については過去に経験をもつ支部もあるがその効果は少くない、たゞ闘い方の上で注意すべきは　①基準内の労働強化（密度の濃化）が生れて来る　②時間を故意に知らされないで不知不識の裡に基準外をやらされる（主として坑内の場合）　③保安の解釈の疑議から無理にこぢつけた理由で超勤をやらされる　等でこの点は各支部で充分指導せねばならない。

効果については例えば三菱の場合は月平均の超過労働総方数が採炭夫一人当四方である。これを一日当超過労働時間に引なおすと一時間十四分となる。これは拘束八時間に比して十八%を占め完全に基準外労働拒否が実施されゝば出炭減の推定が三〇%という事になる。多かれ少なかれ効果は必ずあるのだから弊害の部分は充分事前に排除するよう指導すべきである。

書記局便り

六月七日　坂本次長、辻調査部長三鉱連中央委員会出席の為上京

〃　山野労組村上、岩川両氏厚生施設調査のため来組

六月八日　未復員者家族懇談会

六月九日　技能鉱員養成所修了式

解説　時間外労働に就て　下

我が国の労働関係には今猶暴行、脅迫等の手段によつて労働を強制するという封建的悪習が残存しているが、従来迄はかゝる強制労働に対する直接の処罰規定がなかつたのである。憲法第十八条に国民の基本的人権として「何人もいかなる奴隷的拘束も受けない。又犯罪に依る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない」ことを保障しているが、更にこの点については基準法に於てもこの趣旨を具体化し、労働者の自由の侵害、基本的人権の蹂りんを罰を以て禁止し依つて今尚労働関係に残存する封建的悪習を払拭し、労働者の自由意志に基づく労働を保障せんとしている。

では我が三池に於ける時間外労働協定はどの様になつているかというと、坑内に於ては基準法第三十六条に明確に坑内労働については一日について二時間を超えてはならないと規定されているので、非常災害（落盤その他変災等）以外は如何なる場合に於ても二時間以上の時間外労働を為す事は許されず、各鉱とも適中時間も含む通常の場合の就業時間が平均八時間三十分となる為、実質的時間外労働は一時間三十分のみしか許されないという事になる。

坑外に於ては各職種別にその作業の内容を十分考慮し之をA、B、Cの三段階に分ち何れも原則として一日二時間以内なるも特殊事情に依る止むを得ない場合は最高Aは五時間、B、Cは七時間迄時間外労働が出来るが一週間の合計がA、Bは十二時間、Cは十八時間を超えない範囲で行われなければならないとしている。大体坑外現業人事分院関係はA若しくはBであり内一部事務関係の中にCが含まれているという内容であり、その協定期間を三ケ月毎に更新している。

この様にして述べて行くとでは果して現在の賃金に於て時間外労働も枠内に止められ勤務する場合果してぼう頭述べたる様な生活が保障されるかという問題が残されて来ると考えるが、勿論現行賃金が健康にして文化的な生活を充す賃金であるとはお世辞でもいわれない。然し乍ら我々はそうであるならば時間外労働も無制限に行つて賃金の不足分を補つて行けば良いという結論にはならない。それらはみす〱会社の思う壺にはまり込んで行くにも等しく、その時間外労働に依つて上昇せる能率の向上は次の賃金の足かせ首かせとなつてつきまとう事を十分知らなければならない。われ〱はあくまで健康にして文化的な生活を保障する賃金を、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充すべき賃金を、団結の力にて獲得しなければならない

湯淺鑛長（三川）に物申す

湯淺鉱長の愛用車ダツジ・ブラザース號の乗心地はいゝでしようが

ー坑内夫ー言物申すシリーズ(1)

雨!!春雨に煙る三川構内!!両側に並ぶ樹木の若葉に映えて美しく雨の洗礼をうけて光るペーブの上を除行する漆黒のスマートな鉱長の愛乗車、ダツジ・ブラザース、NO三ー六〇〇号が、今日もまた一日の務からヤツト解放される嬉しさを〃フオーン〃の警笛（ホーン）に託して三川鉱浩王の鎮座まします建物の前にピタリと止まる雨は益々劇しく降り続く。

〃ブルン〃エンジンの最後の胴震ひが止むと同時に、仮眠から押出された車内の鉱長は、ヒヨツトコ人形の様にクツションからとび上る。車外に出た鉱長の顔面には年改まつてから打続く坑内での変災のためにか憔悴の色が濃い。ソ、クサと人気のない鉱長室に入る。無意識の中にポケツトからピースを出して口にする。黙々ツ子の様に体を椅子に投げかける。一輪、二輪、三輪、渦を画き乍ら天井に消える紫煙を凝視する鉱長の複雑怪奇な面!!

この時!!この刹那!!間髪をいれずとでも申しますか、無我の境にひたる鉱長のくわえ煙草の真上にボトリと落ちる一滴!!二滴、三滴!!続いて絲を引く様に。雨もりです。天井から鉱長室に浸入した無言の雨です。〃鉱長室と雨もり〃一大事出現です。カツト・フラツシユの交叉!!その後に生れる場面のヤツサモツサ風景も、大部屋連中総出演によつてイトモあつけなく片づけられる事は、キネマ通でいられる皆様のご想像にお委かせして、私の貧弱な非現実的なフイクシヨンもこの辺で一まず幕としましよう。ガマの油の賣人の前口上ではないですが、〃サーテ、お立ち合いの皆様!!ウン、ではなくつて、湯浅鉱長殿!!〃今流行のクイズ合戦ではないですが、三川鉱構内の数ある建物の中、雨の降る度、ビシヤピシヤ貧乏音頭を奏じる建物があるんですが、御存知です?〃何ダツて?一国の元首迄お迎えしてご覧にいれたこの近代的設備の完備せる日本一と称しても過言ではない我が国炭鉱界のオーソリテイを以つて自負する当三川鉱に、ジヤブシヤブジヤズの演奏される建物が存在するとは……?と演説口調よろしく鉱長はシラを切られるかもしれませんが、ソノ物ズバリと解答します?破れ腐朽した四方の壁に囲まれたガランとした建物の中に、雑然と掲げられた月並な保安上の行事日報から法令、諸法規から英彦山増産安全符と肩を並べる義理か厄介式に柱にかけられた動きもしない柱時計!!ETC、寒々とした山中の荒れ寺の破れ障子なみの役割を果す之等のグロ的装飾にも不関我然と、年中破れ作業衣に身を包み、一日の糧を求めて地底で展開される危険な仕事も念頭にいれず同僚達と笑顔で楽しい臨音の花を吹かせ乍ら喫かす一本の煙草にも無心の愛着を覚え、坑内に下る迄の一刻を童心に返つて朗らかな天国風景を画く私達坑内夫の唯一の慰安所!!称して繰込場とか!!お分かりになりました??ピオ十二世の居られる建物と目と鼻の所にある一時の憩の殿堂ともいうべき繰込場に雨がもるんです。忙の一字につきる毎日を送迎される鉱長でしようが月に一度位は鉱長室から繰込場に繰込まれる様な事もおありなさんす?就中雨の日に於てをや!!三池の他鉱を断然あらゆる点でリードする三川鉱です。否日本炭鉱界の頂点に立つ三川鉱です。色とりどりの多勢の参観者の姿が続々とみられる今日此頃の三川鉱!!特に先日遥々ドイツから来られたとかきくOE・フリツチ博士一行の人々に雨の日の繰込場の殺風景な雨もりシーンを見せたかつたですネ。三川鉱流行のお座なり言葉〃三川鉱名誉のために〃鉱長の愛乗車ダツヂ号の乗心地迄はいかなくともせめて私達三川マンが和気アイアイの中に雄々しく生活戦線のスタートを切る事のできる夢園として繰込場の一大改修をもくろまれるお元気はないでしようか?大八のお伽噺からはじめた此の駄文、一坑内夫の寝言と茶化されることなく〃湯浅鉱長個人の面子のために私達三川炭鉱マンの名誉のために!!〃梅雨も目近です。一日も早く

組合千一夜（第五十一話）

炭労大会（一）

平島敏治

園田日出生　畫

プロローグ

（一）

「江戸児だつてネ」「神田の生れデエ」森の石松の金毘羅船で有名な生粋の江戸児で誇る神田、学生の街神田、古本屋の街神田、その神田の教育会館で全国の労働者、経営者又政府注視の的である第五回炭労大会は第四回臨時大会以降の内部的微妙な空気をはらんで開幕された。

築地會談とは

武藤委員長が築地の某料亭で十二日のストライキを切崩すため会談をやり、三千万円もらつたとの新聞記事に対して抗議がなされていない、このことは事実か

という動議が第四回の臨時大会で動議として提案された、これに対して武藤委員長は

三千万円云々の事件は商業紙に出ている事実なく、社会主義新聞、労農新聞、愛炭連発行の新聞情報その他この大会或は炭婦協に配られたビラに載つていたこれらは全く根拠のないねつ造であり、真相糾明委員会を設けて調べてもらえばわかる。次々とはえの様に群るものを相手にするひまはない

と説明している、この点については同大会の決定に依り調査委員会が発足したわけである、調査委員会は

築地の某料亭を鋭意調査したがその様なものがなく調査の暗礁に乗上げ、各紙の記事責任者を追求しても目撃者は全くなく取材の堂々メグリで記事についての責任もボヤケタ格好で調査委員会の結論としては十分なる努力をなしたが強権をもたず又広範囲にわたる調査及資料不足のため確信をもつて結論に到達し得なかつた。

と述べ大会では証拠不十分で調査打切が決定したがこの間の討論はさながら泥試合で武藤の三千万円を追求するなら、石黒、原、諸富の七十万円を追求しろ、愛炭連の情報を追求するなら常盤の機関紙を追求しろなど出る始末であつた組合の機関紙又労働者と連携する政党の機関紙が、確たる信念もなく商業紙化することは好ましからぬことである。田中委員長の説明中労農党の責任者黒田寿男氏が記事について謝辞を送つたことも附言して置こう。

アヂビラは飛ぶ

大会の会場は教育会館の四階大会議室で開催されたのである、この大会議室の前に定刻十分位になると毎日統一委員会の名の入つたビラが二、三枚配布される、このビラには二、三日の間は必ず三池と常盤の悪口が書いてある。その一つをひろつてみると昨日の調査委員会の報告に対し常盤、三池は売国奴武藤の御先棒をかついで愛炭連情報追求を糸口に武藤復活のきつかけをつかもうとやつきになつた

と書いている。三池の代議員はこの件については一口も発言していない、全くデタラメな記事には、はえの如きものでも腹が立つ。

大会三日目玄関で統一委員会と全く反対のビラが配られた、その出所は不明だが内容は反共であり右であることははつきりしている。

その内容には

共産党のシンパ原、諸富、石黒をたゝき出せ、共産党の犬は七十万円をもらつて女をだかされている、このハレンチ漢をたゝき出せ。

と書いてある。なか〱ビラ出す人達も熱心だが、書かれる本人達は大困りであろう。昨日は左のビラでたゝかれ、今日は右でたゝかれる。

なんでもいゝから、なだれ込みの糸口か、分裂の糸口をみつければいゝのであろう。

前進

期末手當を如何に闘うか

恒例の夏季期末手當要求の時期を迎えた。各單産夫々の額を掲げて闘争に入つているが、落ち付く處は夫々の企業のふところ具合を忖度しての要求ということである。

中には四万円、七万円等闘いただけで、うらやましくなるような額が会社側から出されている處もあり、要求自体が二千円とか三千円とかのギリギリの線もあり、労働者階級としての最低生活の目標をどこに置いたらいゝのか、國民の全体的観点から考えてみて、こんな處にも國家経済とか政治だとかの問題があると思う。

（二）

炭労では去る五月初旬の調査部長会議で今期は二万円を目途とすることに決定を見、その後各組織で鋭意要求案の作成を急いでいるが、吾が三鑛連に於ても、この線にそつて專門委員会を招集、一万九千五百円を要求することになつている。

要求の理念に付ては既に「みいけ」紙上で發表した通りであるが

イ、低賃金により累積された赤字保障

ロ、会社業績に対する貢献

ハ、恒例的に避けられない支出の増大

ニ、利潤の分配

が要求の主な根據である。

（三）

いつの要求に於てもそうであるが、賃金によつて保障され得ない赤字の累積を年に二回の期末手當で幾分でも埋めようと考えるのは全労働者に共通な現實の問題である。

アメリカの労働者の様に、吾々の十倍乃至二十倍の賃金が支拂われているならば恐らく期末手當として要求するにしても性格が變つているであろうが、日常の衣食にもこと缺き、不時の出費への準備など思いもよらない日本の賃金労働者がこの年に二回の臨時収入に寄せる期待と切實さは到底余人の想像もつかない處であろう。

賃金闘争の度毎に最低生活の保障が述べられ最低賃金の確立が叫ばれながら支拂能力云々で作業量と引き替えに線を引かなければならない　現實はかゝる不自然な精算の方法に置きかえられて、さして怪しみもされず世の通念となつているが、これは本質的に云つて悲しむべき現象と云わねばなるまい。

（四）

今期要求の一九、五〇〇円には会社の利潤十五億余円が計算に入つている。

前期の公表利潤十億余円に比べてほゞ五割の増収である。

資本主義社会に於て利潤は當然会社のものであるという理論も成り立つであろうが、その利潤そのものが、如何なる過程で生じたかを追及するならば前に述べた賃金の問題に遡及せざるを得ず且つは吾々が日々の全時間と一生の大半を企業に貢献する労働力が正當に賣買されていない事に還らざるを得ない。

更に角度を變えてみればダイヤモンド誌の掲載に於ても三井鉱山の利潤は公稱十五億は余りにも過少であり、實利四十億を下らない事が詳細に數字と理由を擧げて説明されている。

何れ交渉の過程に於て追及されるであろうが、吾々が利潤の分配を要求する權利は斯る事實と与論によつても厳然たる處である。

（五）

以上見たような性格と理念により愈々本月十六日から交渉の火蓋が切られる事になつているが、吾々が忘れてならないことは各資本別組合が必らず足並みを揃えてかゝることである。

これは勿論何の闘争についても言へる事であるが、特に一時金の性格を持つ期末手當としては尚更である。

會社としても組合としても他社の出方を注目すると共に金額とストの損害を天秤にかける問題であるだけに他社の闘争は特に此の点に留意して山元組合員の盛り上る闘志と團結に加へて各社の強力な横の統一を圖ることが心要な所以である。

黒い河

けだるい疲労に
もう歌ふひともない
たえまなく続く
黒の流れをみつめていると
目がくらむ

さなきだに目くらむ
つゆばれの日中
ちちを待つ子に張る乳房
あなたが掘つた
炭を撰る

五月××日　三川鉱にて写す

盛り上る夏期攻勢

的は労闘と期末手當

破防法、労働三法改悪反対闘争は第三波を最高潮に闘いを続け夏季労働攻勢の狼火は夏季期末手当闘争とともに白熱化してきた十月以降の新賃金の前哨線として闘いぬかねばならぬ。大牟田地方の夏季期末手当状況

東圧労組＝四月末に平均二万千円支払済

合成労組＝四月末に一万千円支払済

三傑労組＝二万円要求の所一万七千円で妥結の様である

三染労組＝要求金額の決定迄行つていない

電産大牟田分会＝一万八千円の要求に対し四千四百三十円であるので、電産九州本部ですわり込みをやり闘争展開中

電化労組＝基本給の五倍（二万円程度）を要求する

市職組＝平均一万二千円家族一人当千五百円で要求

坐込みの國鐵妥結

夏季手当八千五百円を要求し、さる四日より闘争を続けていた国鉄労組は十日午前五時廿五分当局側の回答により中闘で検討の結果八時半仮調印の運びとなつた。支給協定は本給十勤務地手当十扶養手当の五割を二十三日支給される（平均五、四〇〇円）

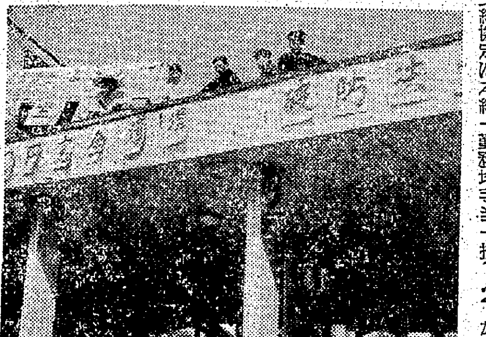

効を奏した居座り戦術

寫眞は大牟田驛屋上で頑張る國鉄大牟田分会員

最高七万餘圓

好況を続けている日本板ガラス（若松）は七万三百三十円の要求で最高である。武田薬工（山口）五万三千八百円、山陽パルプ（宮崎）五万三千円

妥結済みのところ

大日本製糖（門司）五万二千円

日石下松製油所三万円

九電工労組（宮崎支部）一万円

小野田セメント＝二万五千円

安川電機（八幡）＝二万円

日本水産戸畑支社＝約二万円

炭労の状況

第五回炭労大会の決定に基き期末手当闘争指令第一号で左の様なブロツク編成の指示がなされた。

一、中央ブロツク

1、在京資本別組合中、三井、三菱、井華、北炭、古河、太平洋、明治は六月二日在京資本別連絡協議会に於て、中央ブロツクに参加決定あり、これを確認した。

2、雄別、常盤労組、宇部興産労組、九共闘（日炭高松、貝島大ノ浦、日鉄二瀬、大正、嘉穂、杵島各労組）の中央ブロツク参加については、当該組合の中央ブロツク参加の意志決定に基き六月十日在京資本別連絡会議を経て中央執行委員会が決定する。

3、中央ブロツク中参加労組と職組に分けてA、Bの二ブロツクに編成することもあるがこれについては六月十日に決定する。

註　Aブロツクは労組、Bブロツクは職組としたい。

二、地方ブロツク

1、各地方本部別に編成する。

2、二以上の地方本部を統合して地方ブロツクを編成することができる。

三、前一、二項に従い各支部は中央地方の何れのブロツクに参加するかの意志決定を行い、地方本部を通じ、中央本部に屈出ること。

四、地方本部は地方ブロツクの編成を行うこと

五、中央、地方各ブロツクは六月十五日に交渉を開始することを目途として要求書を提出すること。

六、中央ブロツクの編成は、中央執行委員会が当り、地方ブロツク編成についての権限は地方本部に委譲する。

各社要求額

三井	一九、五〇〇円
北炭	一九、五〇〇円
三菱	二〇、〇〇〇円
古河	二一、〇〇〇円

三鑛連の状況

三鉱連中央委員会第二日目期末手当に関して各山より專門委員帰山による結論の発表があつて、三池を除く全山は一九、五〇〇円を確認了解しこゝに二〇、〇〇〇円をめぐり論議せるも、結果的に三池としても止むなく執行部提案を諒解し一九、五〇〇円で十三日要求書を提出し、十六日より交渉を開始する。

未復員者の整理

諒解點に達す

復員の場合無條件採用

第一回労使協議会において未復員者中戦死公報による退職金は戦前の賃金を基礎として支給されるので僅少なものであり、物価高騰して家族の人達の就職又は家事の仕事等非常に困難されているかを考えて組合としては何んとか、救済しなければならないという決定に基き会社と交渉したところ、現在の未復員者（三十三名）については昭和二十七年五月三日附にて一応解雇することにしてその条件もこの場合の①退職手当金の基礎としても現在の同職種の平均の八十%を時前等級として算出することゝし②なおその後復員した場合においては無条件で採用することゝする③そして再び会社を退職するときは最初入社した当時より勤続年数は通算することゝする。以上のことについては未復員者家族の全員が諒解することが前提であつたので組合としては六月八日未復員者家族の御集合をお願ひ致して今回交渉した内容及取扱方法について説明し種々相談した処本趣旨に原則的に賛同を得たわけであるが当日組合に来られた家族の中には宮崎天草、阿蘇、熊本等の遠方からも来ていられ、いろ〱な要望もあることと思い懇談会に引続き一人一人御相談を受け、有意義に散会した。

ポイント

闘の波はいよ〱高まつた
破防法、労働三法改悪の
闘ひは第三波をむかえた
頭に炭労の動向こそ
この闘いの戦果を収める

世論は国民が作る
破防法、労働三法改悪には、労働
者を始め学者も学生も
市民も農民も反対している
吾等の闘ひは正しいのだ

期末手当の要求書は出した
ヅル〱ベツタリは会社の手だ
一次から九次案までの手に乗らず
強力に闘はねばならぬ
すでに戦に勝つた組合があるのだ

特別教育の問題は起つた
会社が多額の金を使つて
教育する事は目的がある
三井鉱山は社会事業ではない
利潤会社デスゾ

津屋崎の報告は
組合の一方的報告だと
受講生の委員がノタマウ
その批判こそ教育の目的だ
シツカリタノミマスゾ

社會主義
第十三號

政治ストは非合法か	山川均
大衆指導の組織問題	高野実
国を愛するもの	向坂逸郎
労働法の危機に臨んで	沼田稲次郎
産業別整理について	舟橋尚道

総評は自由労運に参加すべきか
横山・諸富・和田
社会主義と外交政策
G・D・H・コール
★座談会★
労闘ストと今後の労働運動
高野実　大河内一男　山川均